



指定認知症対応型共同生活介護及び、
指定介護予防認知症対応型共同生活介護

運営規程

株式会社 エムリンク
グループホーム 夢ふうせん

マイム



グループホーム夢ふうせんマイム 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社エムリンクが開設するグループホーム夢ふうせんマイム（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護、及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定認知症対応型共同生活介護、及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が要介護状態にあつて認知症の状態にある者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護、及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1、事業所の介護従事者は、要介護者であつて認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自らが日常生活を営むことが出来るようにするものとする。
- 2、事業の実施に当たっては、利用者、利用者の家族、市町村の職員又は地域包括センターの職員、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議(協議会)を設置し、2ヶ月に1回以上、活動状況を報告し評価を受けると共に、要望や助言等を聞く機会を設ける
- 3、事業所の運営に当たって、自己評価、外部評価を実施すると共に、報告、要望、助言等の記録を作成し、それを公表する。
- 4、事業所の運営に当たって、地域住民の方々の活動や行事等に連携を取りながら協力し、積極的に交流の機会を設ける。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1、名称・・・株式会社 エムリンク グループホーム 夢ふうせん マイム
- 2、所在地・・・北見市常呂町字常呂185番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1、管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行うとともに、介護従業者を兼務する。

- 2, 介護従業者 7名以上（常勤4名以上、非常勤3名以上）
介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- 3, 計画作成担当者 介護支援専門員 1名。
計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は9名（1ユニット）とする。

（認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容）

第6条 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1, 利用者の心身に応じた、入浴・排泄・着脱・食事等の介護。
- 2, 食事その他の家事等（利用者と共にやるよう努めるものとする）。
- 3, 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援。
- 4, 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等の了解を得ての代行。
- 5, 多機能ホーム内での通所介護の活用。
- 6, 社会生活を営む、地域社会の一員として活動するための支援。
- 7, その他、利用者に対する、相談援助等の便宜の提供。
- 8, 利用者のご家族の交流機会の確保。

（利用料等）

- 第7条
1. 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。
 2. 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払を利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

- 1, 家賃 月額 38,000円 (生活保護受給者…25,000円)
- 2, 食材費 1日 1,300円
- 3, 水道光熱費 月額 19,800円
- 4, 冷暖房費 月額 11,000円 (生活保護受給者…8,000円)

- 5, その他指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜の提供のうちその利用者に負担させることが適当であると認められるもの。

※食材費に余剰金が出た場合は他の項目、又は修繕費等に充当することとする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 利用者は指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1, 入居に際しては、主治医の診断書を提出すること。
- 2, 利用者は努めて健康に留意すること。
- 3, 健康状態に異常があるときは、その旨申し出ること。
- 4, 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
- 5, 定められた場所以外及び時間以外に、喫煙又は飲酒をしてはならない。
- 6, けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
- 7, 浴室を利用する際には、その旨申し出ること。
- 8, 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(虐待防止に関する事項)

第9条 1. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 事業所は、サービス提供中に、該当事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

- 第10条 1. 利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
2. 事業所は身体拘束の適正化を図る為に、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行う事が出来るものとする。）を3ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従事者に対し、身体拘束の適正化のための研修を定期的実施する。

(非常災害対策)

- 第11条 1. 従業者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
2. 管理者は、防火管理者を選任する。
3. 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
4. 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、ホームはこの計画に基づき、毎年5月及び10月に避難及び救出その他の必要な訓練を行う。
5. 事業所は、訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(ハラスメント防止)

- 第12条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(認知症介護に係る基礎的な研修の受講)

- 第13条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止)

第14条 事業所は、すべての従業者等に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 1、事業所は、介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。
- ①採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ②継続研修 年3回(4月・8月・12月)
- 2、従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4、妥当適切な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- 6、この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社エムリンクと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成 18年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成 21年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成 21年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成 24年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成 26年12月 1日から施行する。
- この規程は、平成 27年 8月 20日から施行する。
- この規程は、平成 30年 8月 1日から施行する。
- この規程は、令和 1年 10月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年 10月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。